



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更・2件（水産課）…………… 1
- 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 4
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課）…………… 4
- 補正予算の公表（財政課）…………… 7
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・10件（中部土木事務所）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課）…………… 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課）…………… 13

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 15
- 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 16

告 示

沖縄県告示第417号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成28年 8月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
糸満加入区	糸満漁業協同組合の糸満市地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてまぐろはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主とし

		てまぐろはえ縄漁業) 5 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 6 主として深海底立はえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として深海底立はえ縄漁業) 7 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 8 主としてソデイカはえ縄漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカはえ縄漁業) 9 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業)
--	--	---

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
糸満加入区	糸満漁業協同組合の糸満市地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 6 主として深海底立はえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として深海底立はえ縄漁業) 7 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 8 主としてソデイカはえ縄漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカはえ縄漁業) 9 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 10 主としてまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業) 11 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業)

沖縄県告示第418号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
糸満加入区	糸満漁業協同組合の豊見城市地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 6 主として深海底立はえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として深海底立はえ縄漁業) 7 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 8 主としてソデイカはえ縄漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカはえ縄漁業) 9 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業)

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
糸満加入区	糸満漁業協同組合の豊見城市地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 6 主として深海底立はえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として深海底立はえ縄漁業) 7 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 8 主としてソデイカはえ縄漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカはえ縄漁業) 9 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 10 主としてまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業)

		11 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業)
--	--	---

沖縄県告示第419号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成28年9月1日から同月15日までと定めた。

平成28年 8月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年8月5日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 8月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 国道331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字瀬嵩23番3から 名護市字瀬嵩23番1まで	12.3m ～ 38.3m	15.3m
新	名護市字瀬嵩23番3から 名護市字瀬嵩23番1まで	34.5m ～ 42.4m	15.3m

沖縄県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 嘉手納町
- 2 基本測量を実施する期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成28年 8月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容

機関士	若干名	調査船又は取締船の機関に関する業務に従事する。
-----	-----	-------------------------

2 受験資格

- (1) 機関士を希望する者 昭和47年4月2日以後に生まれた者で、5級海技士（機関）以上の免許を有するもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、以下の点に御注意ください。
- ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
- イ 就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成28年9月17日（土曜日）午前9時から12時まで	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所（那覇市西3丁目11番1号）
		適性検査	業務に対する適性能力を調べる検査を行います。	
第2次試験	平成28年10月中旬に面接試験を実施します。なお、試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

4 試験方法 作文試験、適性検査及び面接試験によって行います。

5 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/so mu/jinji/index.html>）からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

6 申込方法

- (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。
- ア 申込手順 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成28年度沖縄県職員（機関士）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(7) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(4) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(7) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成28年8月5日（金曜日）から同年9月2日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成28年8月5日（金曜日）午前9時から同年9月2日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成28年9月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

7 第1次試験に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票を持参してください。）

(2) 電子申請により申し込んだ者にあつては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

8 合格発表 第1次試験の合格者は平成28年10月上旬に、第2次試験の合格者は平成28年11月中旬にそれぞれ県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

(1) 採用される日は、原則として平成29年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。

(2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。

(3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。

(4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与

(1) 初任給（平成28年度）

区分	高校卒業	短大卒業	大学卒業
機関士	168,200円	192,100円	221,800円

※ 上記の初任給に経験年数等を加味した額が支給されます。

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

11 その他

(1) 試験当日は、7（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。

(2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。

- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成28年9月12日（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

12 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成28年7月21日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成28年8月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ754,208,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 繰 越 金		千円	千円	千円
		1	52,000	52,001
	1 繰 越 金	1	52,000	52,001
歳 入	合 計	754,156,000	52,000	754,208,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 33,280,258	千円 52,000	千円 33,332,258
	5 医 薬 費	6,948,773	52,000	7,000,773
歳 出 合 計		754,156,000	52,000	754,208,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
住 宅 市 街 地 総 合 整 備 費	平成29年度	千円 989,000

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8月 5日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 5・5・名1号21世紀の森
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8月 5日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 5月 1日 沖繩県指令土第693号、平成26年 7月 14日 沖繩県指令土第886号（変更）、平成28年 6月 3日 沖繩県指令土第490号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖繩市字登川537番ほか74筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖繩市知花六丁目25番 5号 社会医療法人敬愛会 理事長 大山朝弘
- 5 検査済証番号 平成28年 7月 21日 第4311号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6月 27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月27日 沖縄県指令土第907号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里桃原2062番113
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市与儀2丁目18番22号グレース与儀106 棚原盛健
- 5 検査済証番号 平成28年7月26日 第4312号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月29日 沖縄県指令土第592号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長87番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根89番地5 株式会社東洋土木工業 代表取締役 赤嶺武男
- 5 検査済証番号 平成28年7月28日 第4313号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月27日 沖縄県指令土第251号、平成24年9月3日 沖縄県指令土第981号（変更）、平成26年11月11日 沖縄県指令土第1200号（変更）、平成28年2月4日 沖縄県指令土第57号（変更）、平成28年7月19日 沖縄県指令土第577号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市安慶田一丁目281番ほか16筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 平成28年7月29日 第4314号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年7月28日 沖縄県指令中土第2880号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地幸地232番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地232番地の1 翁長正保
- 5 検査済証番号 平成28年6月24日 C第260号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6 月 5 日 沖縄県指令中土第2033号、平成27年10月20日 沖縄県指令中土第3644号（変更）、平成28年 6 月24日 沖縄県指令中土第385号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字森川安次座94番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市前田二丁目17番 1 号 石川康浩
- 5 検査済証番号 平成28年 6 月29日 C第261号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6 月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 3 月15日 沖縄県指令中土第971号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地上安次座1015番地 1 ほか 5 筆
- 3 公共施設 道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字大平507番地14 大城節子
- 5 検査済証番号 平成28年 6 月29日 C第262号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6 月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月28日 沖縄県指令中土第5050号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集前原172番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原317番地の 2 （グリーンコーポ S A K I H A R A 302 号） 山里徳子
- 5 検査済証番号 平成28年 7 月 7 日 C第263号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6 月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 5 月28日 沖縄県指令中土第1910号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原西前原654番 2 及び654番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市美原三丁目15番21号コーポラス野の花202号 伊集正明
- 5 検査済証番号 平成28年 7 月 8 日 C第264号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6 月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年7月7日 沖縄県指令中土第2740号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波津花波3番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字呉屋130番地浦添第二宿舍203号 佐渡山勇
- 5 検査済証番号 平成28年7月8日 C第265号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年5月1日 沖縄県指令中土第1653号、平成28年6月24日 沖縄県指令中土第393号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南上原井水原100番2及び113番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市真志喜二丁目8番1号 伊良波淳一
- 5 検査済証番号 平成28年7月11日 C第266号
- 6 工事完了年月日 平成28年5月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月5日 沖縄県指令中土第2037号、平成28年1月28日 沖縄県指令中土第314号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田上池田56番4、56番5及び56番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町2丁目226番地6 波照間永吉
- 5 検査済証番号 平成28年7月13日 C第267号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月30日 沖縄県指令中土第4161号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室後ノ川原317番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地94番地の3（ティーダ幸地103号） 友利研一
- 5 検査済証番号 平成28年7月15日 C第268号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8 月25日 沖縄県指令中土第3071号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣前原159番 2 及び159番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字新垣159番地 5 金城研志
- 5 検査済証番号 平成28年 7 月13日 C第269号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7 月 2 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報システム用ネットワーク機器等（以下「ネットワーク機器等」という。）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年 4 月 1 日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2473）
 - (3) 申請書等の受付期間 平成28年 8 月 5 日（金曜日）から同年 9 月 2 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 9 時30分から午後 6 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するネットワーク機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年8月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報システム用ネットワーク機器等（以下「ネットワーク機器等」という。）の賃貸借 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成28年12月31日（土曜日）
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成28年8月5日付け沖縄県公報定期第4467号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるネットワーク機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ シスコシステムズ合同会社が実施するシスコ技術者認定プログラムでCCNP以上の認定を受けた者であり、かつ、ネットワーク機器等の構成と同等の規模以上のネットワーク構築経験を有する技術者（以下「ネットワーク技術者」という。）がネットワーク機器等の構築を担当することを証する書類を平成28年9月2日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ ネットワーク機器等に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者の指示の下、ネットワーク機器等を円滑に保守することができる体制を確保できることを証する書類を平成28年9月2日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - エ 納入しようとするネットワーク機器等の機能等証明書を平成28年9月2日（金曜日）午後6時まで3(2)の場所に提出し、当該ネットワーク機器等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成28年 8月 5日（金曜日）から同年 9月 2日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 電話番号098-862-0110（内線2473）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成28年 9月 2日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年 9月 16日（金曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎 4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成28年 9月 2日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 電話番号098-862-0110（内線2242）
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

- ア 期限 平成28年9月15日（木曜日）午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に郵送すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時 平成28年8月12日（金曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎7階701会議室

- (4) 最低制限価格 設定しない。
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and quantities of the Network Devices to be leased
Lease of Network Devices for the Information System at Okinawa Prefectural Police:1 set
- (2) The characteristics of the Network Devices to be leased
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) Pre-bid meeting
Date and Time:14:00 Friday, August 12, 2016
Place:Conference Room 701, 7th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (4) How to submit the Bid Document
Due Date and Time:11:00 Friday, September 16, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Thursday, September 15, 2016
Handling division:Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 2242)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (6) Bid opening
Date and Time:11:00 Friday, September 16, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (7) Handling division
Organization:Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月5日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立美来工科高等学校の項中「都市環境科」を「土木工学科」に改め、同表沖縄県立真和志高等学校の項中「普通科」を「普通科
みらい福祉科」に改め、同表沖縄県立南部工業高等学校の項中

「機械科
電気設備科」を「機械科
電気科
建築設備科」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県立美来工科高等学校の都市環境科は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 沖縄県立南部工業高等学校の電気設備科は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間、なお存続するものとする。

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 5 日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

別表第 1 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の項中「普通科」を「就労技術科」に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 全県学区の部沖縄高等特別支援学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科は、第 1 条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科の通学区域については、なお従前の例による。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--